

再任用に関する訓令を次のように定める。
平成12年8月8日

防衛庁長官 虎 島 和 夫

再任用に関する訓令

改正 平成13年1月6日庁訓第2号
平成18年3月27日庁訓第12号
平成18年7月28日庁訓第83号
平成19年1月5日庁訓第1号
平成19年8月30日省訓第145号
平成27年10月1日省訓第39号

(趣旨)

第1条 この訓令は、再任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再任用 自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「法」という。）第44条の4第1項、第44条の5第1項又は第45条の2第1項の規定により採用することをいう。
- (2) 再任用隊員 法第44条の4第1項、第44条の5第1項又は第45条の2第1項の規定により採用された隊員をいう。
- (3) 官房長等 大臣官房長、人事教育局長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長並びに防衛装備庁長官をいう。
- (4) 任命権者 法第31条第1項の規定により隊員の任免について権限を有する者をいう。

(隊員への周知)

第3条 官房長等は、所部の隊員に対して、再任用に関する事項を周知させるように努めなければならない。

(選考)

第4条 法第44条の4第1項、第44条の5第1項又は第45条の2第1項に規定する選考は、当該選考により採用しようとする官職に係る任命権者が行うものとする。

2 法第44条の4第1項及び第44条の5第1項に規定する選考は、従前の勤務実績のほか、健康診断の結果に基づき行うものとする。

3 法第45条の2第1項に規定する選考は、従前の勤務実績のほか、身体及び体力の検査の結果に基づき行うものとする。

(選考の結果の通知)

第5条 任命権者は、前条の規定により採用候補者を決定した場合には、書面で採用候補者にその採用（採用内定を含む。）その他必要な事項を通知しなければならない。

(任期の更新の通知)

第6条 任命権者は、再任用隊員の任期の更新（法第44条の4第2項、第44条の5第2項、又は第45条の2第2項に規定する任期の更新をいう。以下同じ。）を決定した場合には、書面で再任用隊員に対し任期の更新（任期の更新の内定を含む。）その他必要な事項を通知しなければならない。

(任命権者以外の者が行う再任用隊員の補職替え)

第7条 再任用を行った任命権者以外の者が再任用隊員の補職替えをするときは、再任用を行った任命権者の承認を受けなければならない。

(自衛官が従事する業務)

第8条 法第45条の2第1項に規定する教育、研究、補給その他防衛大臣の定める業務は、別表のとおりとする。

(報告)

第9条 官房長等は、毎年5月末日までに、前年度における再任用及び再任用の任期の更新の状況を防衛大臣に報告しなければならない。

(委任規定)

第10条 この訓令の実施に関し必要な事項は、官房長等が定める。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

- 1 附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）
この訓令は、平成13年1月6日から施行する。
- 1 附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）
この訓令は、平成18年3月27日から施行する。
- 1 附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）
この訓令は、平成18年7月31日から施行する。
- 1 附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）
（施行期日）
この訓令は、平成19年1月9日から施行する。
- 1 附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）
（施行期日）
この訓令は、平成19年9月1日から施行する。
- 1 附 則（平成7年10月1日省訓第39号）（抄）
（施行期日）
第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

別 表 (第 8 条関係)

自衛官が従事する業務

区 分	内 容
教 育	防衛大学校、防衛医科大学校、学校及び教育訓練関係の部隊における教育訓練の業務
研 究	部隊の運用等に関する調査研究及び装備品等の研究開発の業務
補 給	装備品等の補給の業務
総 務	公文書の接受、発送、編集及び保管、文書の審査、統計等の業務
渉外・広報	渉外及び広報の業務
法 務	訴訟、損害賠償及び損失補償並びに法令の調査及び研究の業務
会 計	経費及び収入の予算、決算及び会計並びに装備品等及び役務の調達の業務
監 査	会計の監査の業務
人 事	隊員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事の事務
募 集	隊員の募集の業務
厚 生	隊員の福利厚生及び隊員に貸与する宿舍の業務
給 養	隊員の給養の業務
援 護	隊員の再就職の援助の業務
警 務	司法警察職員としての職務及び警護、交通統制等の保安職務の業務
情 報	資料及び情報の収集整理等の業務
保 全	秘密の保全の業務
検 査	装備品等の検査及び試験の業務
監 察	監察の業務
安 全	安全及び事故調査の業務
分 析	数理的分析評価の業務
通信・電子	通器器材、電波器材及び電子計算機並びにこれらに付随する器材の運用及び整備の業務
輸 送	輸送の業務
施 設	飛行場、港湾その他の施設の取得及び管理の業務
気象・海象	気象及び海象の業務
整 備	装備品等の整備の業務
音 楽	音楽の演奏の業務
衛 生	保健衛生及び医療の業務